

与論町犯罪被害者等支援計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

鹿児島県与論町

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 犯罪被害者等の現状	1
1 犯罪被害者等が抱える様々な問題	1
2 犯罪被害による心身への影響	2
3 犯罪等の現状	3
第3章 具体的な施策	5
1 相談・情報提供	5
2 経済的負担の軽減	6
3 日常生活の支援	7
4 住居の安定	8
5 雇用の安定	9
6 広報啓発	9
第4章 推進体制	10
1 推進体制図	10
2 与論町犯罪被害者等支援協議会設置要綱（案）	11
3 与論町犯罪被害者等個別検討会議設置要綱（案）	13
<資料編>	
1 与論町犯罪被害者等支援条例	15
2 与論町犯罪被害者等支援計画策定委員会設置要綱	17
3 国の施策（令和5年版 犯罪被害者白書から抜粋）	19
第1章 損害回復・経済的支援等への取組	19
1 損害賠償の請求についての援助等	19
2 給付金の支給に係る制度の充実等	20
3 住居の安定	21
4 雇用の安定	23
第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	23
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	23
2 安全の確保	26
第4章 支援等のための体制整備への取組	31
1 相談及び情報の提供等	31
3 民間の団体に対する支援	33

第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	34
1 国民の理解の増進	34
4 犯罪被害給付制度の概要	36
5 犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ	37
6 公益財団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧	38
7 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップサービス 支援センター一覧	38
8 政府・地方公共団体が関与する犯罪被害者等に関する相談先一覧	38
9 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）	41

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった、直接的な被害にとどまらず、心身の不調等の精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、さらには、周囲の方々の無理解や配慮に欠けた言動等による二次的被害にも苦しめられることがあります。

平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）では、基本理念として「途切れのない支援」を掲げるとともに、地方公共団体に対し、相談・情報提供、保健医療・福祉サービスの提供、雇用・住居の確保、国民の理解の促進など広範な施策を地域の実情に応じ自ら策定・実施する責務を課しました。

また、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」では、犯罪被害者等からの要望を受けて、内閣府において、首長部局における施策担当窓口（施策担当窓口部局）の体制を確認するとともに、被害者からの相談や問い合わせに対応する「総合的な対応窓口」を設置するよう地方公共団体に要請することとされました。

こうした中、本町においては令和4年12月に与論町犯罪被害者等支援条例（令和4年条例第34号）を制定しました。

本計画は、与論町犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するために策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、犯罪被害者等基本法第5条及び与論町犯罪被害者等支援条例第4条第1項に基づき策定するものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

第2章 犯罪被害者等の現状

1 犯罪被害者等が抱える様々な問題

犯罪被害者等は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく「事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調」、「医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮」、「捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担」、「周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感」など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。

犯罪被害者等の抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。先の地下鉄サリン事件の被害者等や阪神淡路大震災の被災者が様々なトラウマやPTSDの症状を訴えたことにより、精神的被害の深刻さが広く認識されるようになりました。

平成20年10月に内閣府で行った「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、事件

後の心境や状況については、犯罪被害者等の6割以上が「不安を抱えた」と回答するなど、多くの犯罪被害者等が深刻な精神的被害を受けていることが明らかとなっています。

2 犯罪被害による心身への影響

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心や体に変調を来すことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることです。

犯罪被害者等の心身の変調の現れ方は、人によって様々であり、また、同一人であっても時間の経過や環境の変化により一定ではありません。

周りの人たちは、このような犯罪被害者等の変調を理解して接し、犯罪被害者等を責めたり、無理に励ましたりすることは避けなくてははいけません。犯罪被害者等の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。

<心理面への影響>

- 感覚・感情がマヒする ○現実だという感覚がない ○自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力の低下 ○他人や社会に対する信頼感の喪失
- 恐怖感、不安感、自責感、無力感、絶望感、孤独感、疎外感、屈辱感、怒り、悲しみなどを抱く 等

<身体面への影響>

- めまい・過呼吸・動悸・下痢・便秘
- 不眠・悪夢
- 吐き気・食欲不振 等

<被害による心身への影響の具体例>

- 人ごみが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる
- 事件が起こったのは自分が全て悪いからだと思い込み、自分を責める
- 何でもないので涙が出るなど感情がコントロールできない
- 自分が受けた被害をまるで他人事のように淡々と語る
- 特定の日（事件等と関係のある日など）になると不安になる
- 亡くなった事実が受け入れられず、故人のことが頭から離れない
- 子供が親の後をいつもついてきて離れない 等

<トラウマとPTSD>

トラウマ（trauma：心的外傷）とは、犯罪や事故による被害、自然災害などの生死にかかわるような大きな出来事に遭遇したときに受ける心の傷をいいます。

また、トラウマを受けた人が、

- 事件等の記憶が生々しく蘇ったり、その夢を見たりするなど、そのときの苦痛を繰り返し体験する
- 事件等に関連した考えや気持ちを回避したり、事件等を思い出させる場所や状況を避ける
- 事件等のことを思い出せなかったり、必要以上に長く自分や他人を責めたりする
- いつもびくびくしたり、物事に集中できなかったりする

などの精神的、身体的症状を1か月以上呈した場合にPTSD（Posttraumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害）と診断されることがあります。

3 犯罪等の現状

(1) 国内の刑法犯（罪種別）認知件数の推移（平成30年～令和4年）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯総数	871,338	748,559	614,231	568,104	601,331
凶悪犯総数	4,900	4,706	4,444	4,149	4,437
殺人罪	915	950	929	784	853
強盗	1,787	1,511	1,397	1,138	1,148
放火	891	840	786	749	781
強制性交等	1,307	1,405	1,332	1,388	1,655
粗暴犯総数	59,139	56,753	51,829	49,717	52,701
凶器準備集合	3	3	5	6	11
暴行	31,362	30,276	27,637	26,436	27,849
傷害	22,523	21,188	18,963	18,145	19,514
うち)傷害致死	67	67	71	63	56
脅迫	3,498	3,657	3,778	3,893	4,037
恐喝	1,753	1,629	1,446	1,237	1,290
窃盗犯総数	582,141	532,565	417,291	381,769	407,911
侵入盗	62,745	57,808	44,093	37,240	36,588
乗り物盗	207,799	187,101	135,025	119,336	142,530
非侵入盗	311,597	287,656	238,173	225,193	228,793
知能犯総数	42,594	36,031	34,065	36,663	41,308
詐欺	38,513	32,207	30,468	33,353	37,928
横領	1,449	1,397	1,388	1,282	1,432
偽造	2,526	2,323	2,090	1,893	1,790
汚職	46	49	57	72	77
あっせん利得処罰法	0	0	0	0	1
背任	60	55	62	63	80
風俗犯総数	9,112	8,710	7,723	7,880	8,133
賭博	124	267	118	116	164
わいせつ	8,988	8,443	7,605	7,764	7,969
その他刑法犯	119,452	109,794	98,879	87,926	86,841

（令和5年版 犯罪被害者白書より）

(2) 県内の刑法犯認知・検挙件数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
刑法犯総数	認知件数	5,776	5,113	4,641	5,113
	検挙件数	2,963	2,466	2,498	2,325
凶悪犯	認知件数	36	35	37	39
	検挙件数	35	34	34	34
粗暴犯	認知件数	430	415	362	376
	検挙件数	372	390	343	316
窃盗犯	認知件数	4,184	3,505	3,201	3,414
	検挙件数	2,174	1,646	1,730	1,529
知能犯	認知件数	151	182	149	278
	検挙件数	101	92	99	129
風俗犯	認知件数	64	73	53	69
	検挙件数	59	62	50	55
その他の刑法犯	認知件数	911	903	839	937
	検挙件数	222	242	242	262

(鹿児島県警察ホームページより)

(3) 本町の犯罪発生実態

	認知件数						
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
刑法犯	5	4	9	6	11	7	8
窃盗犯	4	2	5	3	5	5	5
住宅対象侵入盗	1	0	0	0	0	0	0
オートバイ盗	0	0	0	0	1	3	2
自転車盗	0	0	1	0	0	0	0
車上ねらい	0	0	1	0	0	0	0
万引き	0	1	0	0	1	0	0
声掛け・つきまとい等事案	0	0	0	3	2	0	0

(鹿児島県警察ホームページ(市町村別の犯罪発生実態)より)

第3章 具体的な施策

1 相談・情報提供

(1) 現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪等により身体的・精神的な打撃を受ける一方、診療、葬儀、告訴、事情聴取など捜査への協力、公判への出廷・傍聴、民事訴訟の提起、福祉制度の利用申請、犯罪被害給付金や各種保険制度の給付申請、民間支援団体への支援依頼など、様々な問題に直面します。しかしながら、被害者の多くは、支援制度に関する知識が十分あるわけではなく、結果として必要な支援を受けることがないまま困惑している状態に置かれていることも想定されます。

犯罪被害者等基本法では、国・地方公共団体の基本的施策の一つとして、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、支援に精通している者を紹介するなどの措置を講ずることとされています。

(2) 具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
総合窓口の設置・運営	① 各種相談の受理 相談者の抱える問題や支援ニーズを正確に把握するとともに、庁内関係部局や関係機関・団体が有する各種制度・事業や窓口に関する情報を適切に提供できるようにします。 ② 関係機関・団体への橋渡し 関係機関・団体に橋渡しする場合には、橋渡し先の機関・団体の連絡先や支援内容を示すとともに、橋渡し先の担当者と綿密な連絡を取り、被害者の同意を得た上で被害者の置かれた状況や支援の要望などを申し送るなど、被害者にたらい回しの印象を与えないよう配慮することに努めます。	町民生活課
被害者支援ハンドブックの活用	総合的窓口に「鹿児島県犯罪被害者等支援ハンドブック」を備え付け、その活用を図ります。	町民生活課
各種支援制度・事業の周知	関係機関・団体の連絡先や各種支援制度・事業の内容を一覧できるリーフレット・パンフレット類を備え付け・配布するなど、被害者を始め地域住民に周知を図ります。	町民生活課

2 経済的負担の軽減

(1) 現状と課題

犯罪被害者等は、被害に遭った時点で受ける損害だけでなく、働き手を失ったことによる収入の途絶や長期療養のための費用負担などにより、遠い将来にわたって、経済的困窮に苦しむことになる場合も少なくありません。こうした経済的負担・困窮は、被害者の精神的・身体的影響にも悪影響を与え、回復を困難にすることもあります。

このため、犯罪被害者等基本法では、国・地方公共団体に対し、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するため、給付金の支給に係る制度の充実やその他の施策を講ずることを求めています。

また、犯罪被害者等基本計画に基づき推進会議の下に設置された「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ（平成19年11月推進会議報告）では、国の制度である犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図るとともに、申請から裁定までの期間が審査などにより比較的長く要するなどの制度運用上の制約もあることから、「犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に貸付・給与することが、被害直後の生活支援にとって効果的である」とし、国の制度を補完する意味も含めて、地方公共団体独自の応急的な経済的支援を実施することを促しています。

(2) 具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
見舞金の支給	犯罪被害者の遺族や重傷病等を負った犯罪被害者に、遺族見舞金、重傷病見舞金、性犯罪被害見舞金をそれぞれ迅速に支給し、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図ります。	町民生活課
一時居住費の助成	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、警察による公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための費用について、その一部を町が助成します。	町民生活課
転居費用の助成	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための	町民生活課

	費用について、その一部を町が助成します。	
島外医療機関通院旅費の助成	犯罪被害者等がその被害に係る治療やカウンセリングを受けるため、島外の医療機関に通院する際の航空賃や船賃について、その一部を町が助成します。	町民生活課
法律相談費用の助成	犯罪被害を受けたことにより法律問題の解決に向け弁護士に法律相談する必要性が生じた犯罪被害者等が、弁護士に法律相談する場合の費用について、その一部を町が助成します。	町民生活課
弁護士費用の助成	犯罪被害を受けたことにより、刑事裁判において被害者参加制度を利用して被告人質問等を行う犯罪被害者等が、当該裁判に参加することに関し弁護士へ委託する場合の費用について、その一部を町が助成します。	町民生活課

3 日常生活の支援

(1) 現状と課題

犯罪被害者等が受けた精神的被害の大きさは計り知れず、その後の生活に多大な影響を与えます。犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるよう、福祉サービスその他の必要な支援を行うことが必要です。

犯罪被害者等基本法においては、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講じることが求められています。

(2) 具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
福祉・生活関連サービス等に関する情報提供	犯罪被害者等の状況に応じて、各種支援制度や相談窓口など、各関係機関で実施している福祉、介護等の生活支援に関するサービス等について情報提供を行うとともに、各種サービスを提供する関係機関の紹介を行います。	健康長寿課
日常生活支援	福祉、介護等のサービス事業者やボランティア団体等と連携し、保健医療サービス	健康長寿課

	や福祉サービスを提供するとともに、その他必要な支援を行います。	
--	---------------------------------	--

4 住居の安定

(1) 現状と課題

犯罪被害者等基本法においては、国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅への入居における特別な配慮等必要な施策を講じることが求められています。

(2) 具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
一時避難所の確保	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、一時的に居住するための一時的避難所の確保を行います。	町民生活課
町営住宅への優先入居等	配偶者暴力被害者世帯及び犯罪被害者世帯については町営住宅への優先入居の対象者とするなど、特別な配慮を行います。	建設課
一時居住費の助成 【再掲】	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、警察による公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための費用について、その一部を町が助成します。	町民生活課
転居費用の助成 【再掲】	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、その一部を町が助成します。	町民生活課

5 雇用の安定

(1) 現状と課題

犯罪被害者等基本法においては、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講じることが求められています。

(2) 具体的施策

施策名	施策の概要	担当課
きめ細かな就職支援	公共職業安定所や各職業の庁内関係部署と連携し、様々な事情によりやむを得ず離職し、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対し、当該者が置かれている状況に応じたきめ細かな就職支援を行います。	町民生活課 庁内関係部署
事業主等の理解の増進	公共職業安定所と連携し、事業主に対し、犯罪被害者等の雇用も含め、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行います。	町民生活課
犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発	犯罪被害者等は、治療や裁判への出廷のため仕事を休まなければならないこともあります。犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の企業での導入及び認知が進んでいない状況にあります。そこで、同制度の趣旨や導入方法を紹介するとともに、制度の意義等について企業や労働者に対し、周知・啓発を行っていきます。	町民生活課

6 広報啓発

(1) 現状と課題

犯罪被害者等が被害から回復し、再び平穏な生活を営めるようになるためには、国・地方公共団体による施策を十分に措置するのみならず、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要となります。

犯罪被害者等基本法では、国・地方公共団体に対し、教育活動や広報活動その他の活動を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるための措置を講ずることとされています。

(2) 具体的施策

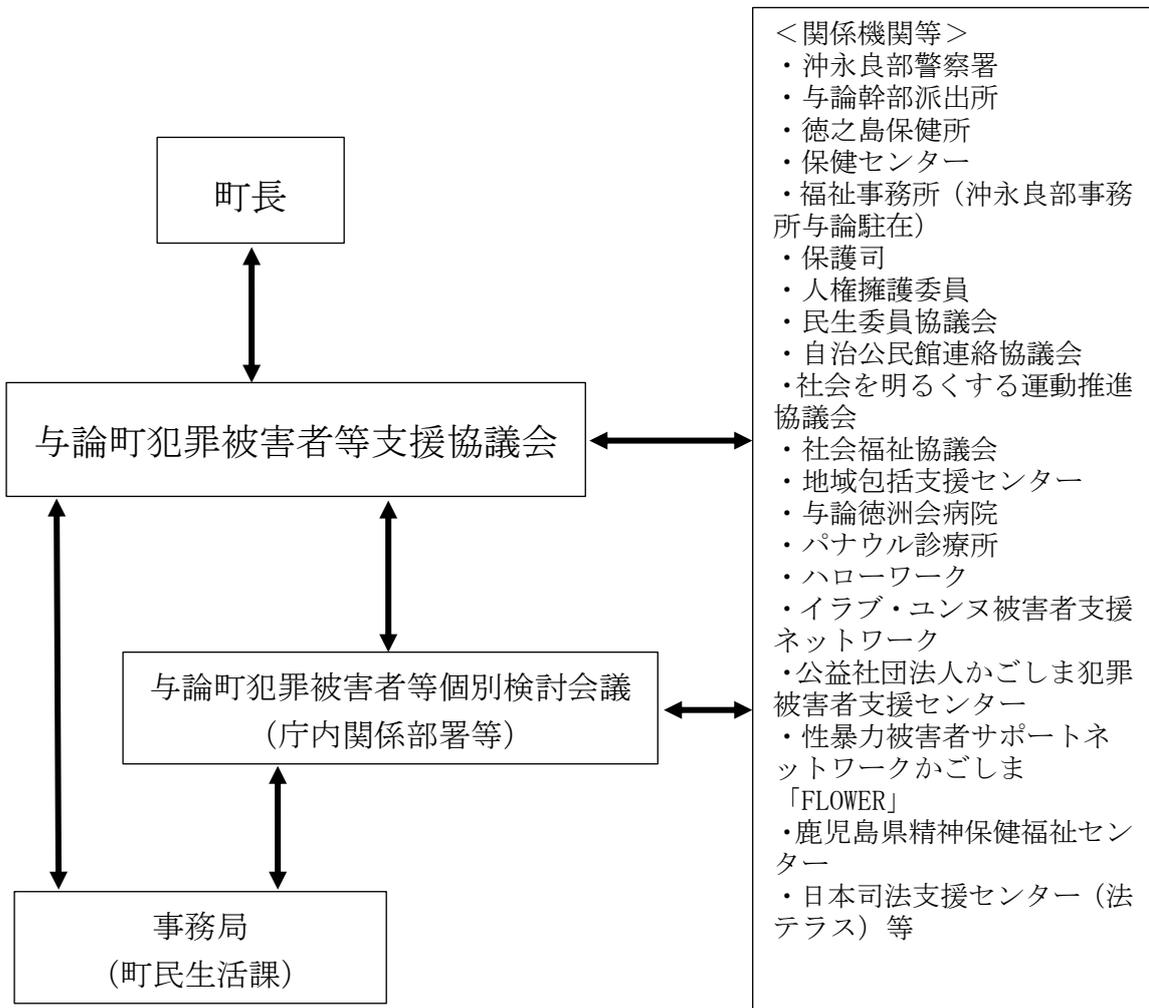
施策名	施策の概要	担当課
-----	-------	-----

犯罪被害者週間における集中的な啓発事業の実施	「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」において、集中的な啓発事業を行うことにより、地域における様々な主体が年間を通じて広報啓発を展開する機運が醸成され、住民すべての理解や配慮が重要であるという意識が定着する契機とします。	町民生活課
あらゆる機会を捉えた広報啓発活動の展開	① 犯罪被害者等施策に関連の深い各種週間・運動における啓発活動の実施 ② 週報や定時放送等の広報媒体の活用 ③ 関係機関・団体が実施する広報活動への協力	町民生活課

第4章 推進体制

1 推進体制図

計画の推進に当たっては、庁内各部署、関係団体等が与論町犯罪被害者等支援条例に掲げる基本理念を共有し、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、相互に連携・協力を図りながら、施策を進めていくこととします。



2 与論町犯罪被害者等支援協議会設置要綱（案）

与論町犯罪被害者等支援協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条及び与論町犯罪被害者等支援条例（令和4年条例第34号）第4条第1項の規定に基づき策定した与論町犯罪被害者等支援計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を推進するため、与論町犯罪被害者等支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等支援計画の推進に関すること
- (2) 犯罪被害者等支援計画の見直しに関すること
- (3) その他、犯罪被害者等支援に関して必要な事項に関すること

（組織）

第3条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会員は別表の犯罪被害者等支援に係る関係機関及び団体等を代表する者をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、会員の中から互選により選出する。

（報償等）

第4条 協議会の会員には、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第1号）に準じ、報償を支給する。

（会長及び副会長）

第5条 会長は協議会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、会員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、町民生活課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表

与論町犯罪被害者等支援協議会会員名簿（案）

	役 職	氏 名	備 考
1	副町長		
2	教育長		
3	自治公民館連絡協議会会長		
4	社会福祉協議会会長		
5	民生委員・児童委員協議会会長		
6	保護司代表		
7	人権擁護委員代表		
8	沖永良部警察署与論幹部派出所所長		
9	地域安全モニター代表		
10	少年補導員		
11	薬物乱用防止指導員		
12	総務企画課長		
13	健康長寿課長		
14	地域包括支援センター所長		
15	保健センター所長		
16	建設課長		
17	産業課長		
18	商工観光課長		
19	教育委員会事務局長		

<事務局>

	役 職	氏 名	備 考
1	町民生活課長		
2	町民生活課（犯罪被害者等支援担当）		

3 与論町犯罪被害者等個別検討会議設置要綱

与論町犯罪被害者等個別検討会議設置要綱

(設置)

第1条 与論町犯罪被害者等支援計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）に基づき、個別事案に対する支援策を検討するため、与論町犯罪被害者等個別検討会議（以下「個別検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 個別検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 個別事案に対する支援策に関すること
- (2) 個別事案に係る関係機関等との連携に関すること
- (3) その他、犯罪被害者等支援に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 個別検討会議は、副町長、教育長及び次に掲げる職員等をもって組織する。

- (1) 総務企画課長
- (2) 町民生活課長
- (3) 健康長寿課長
- (4) 建設課長
- (5) その他関係職員等

(会長及び副会長)

第4条 個別検討会議の会長は副町長が務め、副会長は教育長が務める。

- 2 会長は個別検討会議を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 個別検討会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 個別検討会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、職員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬等)

第6条 個別検討会議の職員等には、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第1号）に準じ、報償を支給する。

(事務局)

第7条 個別検討会議の事務局は、町民生活課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、個別検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表

与論町犯罪被害者等個別検討会議名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	副町長		
2	教育長		
3	総務企画課長		
4	健康長寿課長		
5	建設課長		
6	その他関係職員等		

<事務局>

	役 職	氏 名	備 考
1	町民生活課長		
2	町民生活課（犯罪被害者等支援担当）		

< 資 料 編 >

1 与論町犯罪被害者等支援条例

与論町犯罪被害者等支援条例（令和4年条例第34号）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われるひぼう中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 町民等 町内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び町内において事業活動を行っているものをいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと連携し、及び協力するものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第8条 町は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、居住に関する情報提供等、必要な支援を行うものとする。

(啓発)

第10条 町は、犯罪被害者等の支援等について町民等の理解を深めるため、啓発に努めるものとする。

(支援の制限)

第11条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和4年12月7日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 与論町犯罪被害者等支援計画策定委員会設置要綱

与論町犯罪被害者等支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 与論町犯罪被害者等支援条例（令和4年条例第34号。以下「条例」という。）の規定に基づき与論町犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」という。）を策定するため、与論町犯罪被害者等支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等支援の推進の基本的方針等に関すること
- (2) 犯罪被害者等支援の推進に関する取組内容等に関すること
- (3) その他、支援計画策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は別表の犯罪被害者等支援に係る関係機関及び団体等を代表する者をもって充てる。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

(報償等)

第4条 委員会の委員には、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第1号）に準じ、報償を支給する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱日から令和6年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

別表

与論町犯罪被害者等支援計画策定委員会委員名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	副町長		
2	教育長		
3	自治公民館連絡協議会会長		
4	社会福祉協議会会長		
5	民生委員・児童委員協議会会長		
6	保護司代表		
7	人権擁護委員代表		
8	沖永良部警察署与論幹部派出所所長		
9	地域安全モニター代表		
10	薬物乱用防止指導員		
11	総務企画課長		
12	健康長寿課長		
13	地域包括支援センター所長		
14	保健センター所長		
15	建設課長		
16	産業課長		
17	商工観光課長		
18	教育委員会事務局長		

<事務局>

	役 職	氏 名	備 考
1	町民生活課長		
2	町民生活課（犯罪被害者等支援担当）		

3 国の施策（令和5年版 犯罪被害者白書から抜粋）

施策名	施策の概要
第1章 損害回復・経済的支援等への取組	
1 損害賠償の請求についての援助等	
日本司法支援センター（法テラス）による支援 【施策番号1】	<p>日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）においては、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続きを利用する際に、収入等の一定の条件を満たすことを確認した上で、無料で法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士の費用の立替えを行っています。</p> <p>法テラスにおいては、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、犯罪被害者支援の経験のある弁護士（精通弁護士）を紹介しています。令和4年度中の紹介件数は1,529件であり、令和5年4月現在、3,962人の弁護士を紹介用名簿に登録しています。</p>
損害賠償請求制度等に関する情報提供 【施策番号3】	<p>警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引き」等により、損害賠償請求制度の概要等について紹介しています。</p> <p>法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者向けDVD「あなたの声を聴かせてください」により、損害賠償命令制度について紹介しています。</p> <p>検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者等に被害回復給付金として支給するための手続（被害回復給付金支給手続）を行っています。</p>
刑事和解等の制度の周知徹底 【施策番号4】	<p>法務省においては、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の閲覧等の制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等を通じて犯罪被害者等へ配布しているほか、同パンフレットをウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知しています。</p>
保険金支払の適正化等 【施策番号5】	<p>国土交通省においては、自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）に関し、保険会社・共済組合による被害者等に対する情報提供の義務付け、保険会社・共済組合への立入検査や死亡等重要事案の審査等を通じて保険金支払の適正化を図っています。</p>
自動車損害賠償保障法に基づく政府保障事業 【施策番号8】	<p>自賠責保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや無保険車等による事故の被害者に対し、自動車損害賠償保障法に基づく政府保障事業において、本来の賠償責任者である加害者</p>

施策名	施策の概要
	等に代わり、政府が直接その損害を補填しています。
受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知 【施策番号 9】	法務省においては、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律に基づき、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合において、その使用目的が犯罪被害者等に対する損害賠償への充当等相当なもの認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出額の全部又は一部を支給し、犯罪被害者等に対する損害賠償に充当する制度を運用しています。
2 給付金の支給に係る制度の充実等	
犯罪被害給付制度の運用改善 【施策番号 13】	犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った犯罪被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等給付金を支給するものです。
犯給制度の概要	○遺族給付金：犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に支給する給付金 支給額：犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額 一定の生活維持関係遺族がいる場合 872 万円～2,965 万円 上記以外の場合 320 万円～1,210 万円 ○重傷病給付金：犯罪行為により重傷病（加療 1 月以上、かつ、入院 3 日以上を要した負傷又は疾病）を負った者に支給する給付金 支給額：負傷又は疾病から 3 年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額 上限 120 万円 ○障害給付金：犯罪行為により障害が残った者に支給する給付金 支給額：犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額 重度の障害（障害等級 1 級～3 級） 1,056 万円～3,974 万円 上記以外の場合 18 万円～1,269 万円
性犯罪被害者の医療費の負担軽減 【施策番号 14】	警察庁においては、平成 18 年度から、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。）を都道府県警察に補助しており、都道府県警察においては、同経費に係る公費負担制度を運用し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図っています。

施策名	施策の概要
	<p>また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、刑事事件における犯罪被害者等の負担を軽減するため、犯罪被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料を公費により負担しています。</p> <p>海上保安庁においては、犯罪被害に係る事件の捜査において、診断書又は死体検案書が必要な場合に、その取得に要する経費を公費により負担しています。また、捜査上の要請から行う事情聴取のため犯罪被害者等が官署に来訪する場合の旅費についても、公費により負担しています。</p>
<p>司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置 【施策番号16】</p>	<p>都道府県警察及び海上保安庁においては、司法解剖後の遺体を遺族の自宅等まで搬送するための費用や解剖による切開痕等を目立たないように修復するための費用を公費により負担し、遺族の精神的・経済的負担の軽減を図っています。</p>
<p>地方公共団体による見舞金制度等の導入促進 【施策番号17】</p>	<p>警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修の機会を捉えて、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入を要請しています。</p>
<p>各種公費負担制度の充実のための取組 【施策番号17 トピックス】</p>	<p>警察庁においては、犯罪被害者等のカウンセリング費用、犯罪被害者等の一時避難場所借上げに要する経費及びハウスクリーニングに要する経費等を都道府県警察に補助しており、都道府県警察において、これら経費に係る公費負担制度を運用しています。警察庁においては、これらの経費に係る公費負担制度に関して、できる限り全国的に同水準を確保するとともに、その底上げを図るよう、都道府県警察への指導を徹底しています。</p>
<p>海外での犯罪被害者等に対する経済的支援 【施策番号19】</p>	<p>警察庁においては、平成28年11月に施行された国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する国外犯罪被害者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に国外犯罪被害者弔慰金として国外犯罪被害者1人当たり200万円を、当該犯罪行為により障害等級1級相当の障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害者障害見舞金として1人当たり100万円を、それぞれ支給する国外犯罪被害者弔慰金等支給制度を運用しています。</p>
<p>3 住居の安定</p>	
<p>公営住宅への優先入居等 【施策番号20】</p>	<p>国土交通省においては、地方公共団体に対し、平成16年から平成17年にかけて、配偶者からの暴力事案の被害者をはじめとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外</p>

施策名	施策の概要
	<p>使用等について配慮を依頼する通知を、平成 23 年度には公営住宅への目的外使用の手続の簡素化に関する通知を、それぞれ発出しています。また、平成 29 年度及び令和 3 年度には、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ、改めて通知を発出しました。令和 4 年度には犯罪被害者等を公営住宅の優先入居対象とすることの積極的な検討や保証人確保を求めないなどの配慮を依頼する通知を発出しています。</p>
【施策番号 2 3】	<p>国土交通省においては、犯罪被害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会及び平成 29 年 4 月に成立し、同年 10 月に施行された、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律に基づく居住支援法人による相談対応、情報提供等に対する支援を行っています。</p>
【施策番号 2 4】	<p>国土交通省においては、法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、犯罪被害者等に対し、公営住宅への優先入居等に関する施策を周知しています。</p>
<p>被害直後及び中期的な居住場所の確保</p> <p>【施策番号 2 5】</p>	<p>厚生労働省（令和 5 年度からはこども家庭庁）においては、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約している母子生活支援施設、民間シェルター等において一時保護を行っており、犯罪被害女性等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど、柔軟に対応しています。また、犯罪被害女性等を加害者等から保護するため、都道府県域を超えた広域的な一時保護・施設入所手続を行うなど、制度の適切な運用に努めています。</p>
【施策番号 2 8】	<p>厚生労働省においては、平成 24 年度から、婦人保護施設退所後の自立支援の一環として、同施設の近隣アパート等を利用して生活訓練や見守り支援を実施する場合に、建物の賃貸料の一部を公費により負担しています。</p>
【施策番号 2 9】	<p>警察庁においては、自宅が犯罪行為の現場となり破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に非難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を、都道府県警察に補助しており、都道府県警察においては、これらの経費に係る公費負担制度を運用し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っています。</p>
性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援	<p>厚生労働省においては、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者を含む相談者に対し</p>

施策名	施策の概要
【施策番号 3 1】	る生活相談や、行政機関への同行支援等の自立支援及び家庭訪問や、職場訪問等の定着支援を一体的に行う、「DV被害者等自立生活援助事業」を実施しており、令和 4 年度は 11 自治体で実施しました。
4 雇用の安定	
事業主等の理解の増進 【施策番号 3 2】	厚生労働省においては、犯罪被害等により求職活動に困難を伴う父子家庭の父、母子家庭の母等を試行雇用した事業主に対し、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用助成金を支給しています。
【施策番号 3 3】	公共職業安定所においては、事業主に対し、犯罪被害者等の雇用も含め、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行っています。
【施策番号 3 4】	公共職業安定所においては、様々な事情によりやむを得ず離職し、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対し、当該者の置かれている状況に応じたきめ細かな就職支援を行っています。
個別労働紛争解決制度の周知徹底等 【施策番号 3 5】	厚生労働省においては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度について、ウェブサイトやパンフレット等を活用して周知するとともに、その適正な運用に努めています。
【施策番号 3 6】	全国 379 か所に設置されている総合労働相談コーナーにおいては、事業主との間で生じた労働問題に関する犯罪被害者等からのあらゆる相談に対して情報提供等を行う、ワンストップサービスを実施しています。
犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発 【施策番号 3 7】	<p>犯罪被害者等は、治療や裁判への出廷のため仕事を休まなければならないこともありますが、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度は、企業の導入率が 0.8%、認知度も 8.7%と導入及び認知が十分に進んでいない状況にあります。</p> <p>そこで、厚生労働省においては、同制度の趣旨や導入方法を厚生労働省ウェブサイトにおいて紹介するとともに、制度の意義等について解説した動画及びリーフレットを同ウェブサイトに掲載し、経済団体、労働団体をはじめ企業や労働者に対し、制度の周知・啓発を行っています。</p>
第 2 章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	
「PTSD 対策専門研修」の内容の充実	厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関する専門的

施策名	施策の概要
【施策番号 38】	知識・技能を習得させる「PTSD 対策専門研修」を実施し、医療機関、精神保健福祉センター、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っています。同研修においては、犯罪被害者等の心のケアに関する「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けています。
医療現場における自立支援医療制度の周知 【施策番号 40】	厚生労働省においては、「犯罪被害者等の PTSD 治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用について（周知依頼）」により、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部（局）長に対し、保険診療による PTSD 治療が自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて周知を依頼しています。
犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進 【施策番号 42】	精神保健福祉センターにおいては、心のケアが必要な犯罪被害者等に対し、精神保健に関する相談支援を行っています。厚生労働省においては、平成 20 年度に「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」において取りまとめられた、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」を同センターに配布し、相談支援の充実を図っています。
子供の被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成 【施策番号 47】	厚生労働省においては、不登校、ひきこもり、家庭内暴力等の児童思春期における精神保健に関する様々な問題に対応できる人材を確保するため、医療従事者やひきこもり支援従事者等を対象に「思春期精神保健研修」を実施し、精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり地域支援センター等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っています。
被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施 【施策番号 48】	<p>厚生労働省（令和 5 年度からはこども家庭庁）においては、虐待を受けたこどもの児童養護施設等への入所が増加していることを受け、平成 23 年度に心理療法担当職員及び個別対応職員の児童養護施設等への配置を義務化するなど、適切な支援体制を確保しています。</p> <p>児童相談所においては、円滑な業務遂行のため、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司（以下「指導教育担当児童福祉司」という。）を含む。）、相談員、精神科若しくは小児科を専門とする医師及び保健師、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士等を配置するとともに、こどもへの相談援助活動を行うに当たって専門的・医学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関の受審に関する支援を行うこととしています。</p>
里親制度の充実 【施策番号 49】	厚生労働省（令和 5 年度からはこども家庭庁）においては、虐待を受けたなどの事情により代替養育を必要とするこどもについて、平成 28 年 5 月に成立し、平成 29 年 4 月に全面施行された

施策名	施策の概要
	<p>児童福祉法等の一部を改正する法律で定められた家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの委託の推進を図っており、里親のリクルート及びアセスメントから研修、マッチング及び養育支援に至るまで、里親養育を一貫して支援する体制を整備する地方公共団体に対して支援を行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施しています。</p>
<p>児童虐待への夜間・休日対応の充実等 【施策番号50】</p>	<p>厚生労働省（令和5年度からはこども家庭庁）においては、児童相談所が夜間・休日を問わずいつでも相談に応じられる体制を整備するための予算補助を行っており、令和5年4月現在、全ての児童相談所において、24時間・365日対応可能な体制が確保されています。</p>
<p>被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実 【施策番号52】</p>	<p>地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会においては、虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関が、要保護児童やその保護者等（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報共有や支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携を図り対応しています。</p> <p>また、令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るため児童福祉法等の一部を改正する法律により、同協議会から情報等の提供等の求めを受けた関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないこととされたほか、虐待を受けた子どもが住所等に移転する場合には、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は、移転先の住所等を管轄する児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は同協議会が速やかに情報共有を行うことができるようにするための措置を講ずることとされました。</p>
<p>被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等 【施策番号53】</p>	<p>文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいます。具体的には、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの学校等への配置及び緊急支援のための派遣に対し、予算補助を行っています。</p> <p>また、福祉の専門的な知識・技能を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対しても、予算補助を行っています。</p> <p>加えて、犯罪被害に遭った児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、教職員の資質能力の向上に向けた研修等の実施や、教育委員会等を対象とした会議等における警察関係機関と連携し</p>

施策名	施策の概要
	た犯罪被害に遭った児童生徒等への対応等に係る周知等を通じて、学校における相談体制の充実を図っています。
性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供 【施策番号 5 7】	厚生労働省（性と健康の相談センターにつき令和 5 年度からはこども家庭庁）においては、性犯罪被害者その他の緊急避妊を必要とする者が、緊急避妊薬の使用目的や使用方法等を含め、緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や性と健康の相談センター等を通じて情報提供を行っています。
ワンストップ支援センターの体制強化 【施策番号 5 9】	<p>内閣府においては、ワンストップ支援センターについて、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24 時間 365 日対応化、拠点となる病院における環境整備等の促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制の確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図っています。</p> <p>また、ホームページや毎年 11 月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」により、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、令和 4 年 11 月から、ワンストップ支援センターの通話料の無料化を実施しています。</p> <p>さらに、性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを運営するとともに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS 相談「Cure time（キュアタイム）」を実施し、相談支援体制の充実を図っています。</p>
2 安全の確保	
判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討 【施策番号 7 2】	<p>検察庁においては、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等のほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子等を犯罪被害者等に通知する、全国統一の被害者等通知制度を運用しています。</p> <p>平成 19 年 12 月には同制度を拡充し、犯罪被害者等の希望に応じ、判決確定後における加害者の処遇状況等について、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知しています。具体的には、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知しています。平成 26 年 4 月以降は、加害者の受刑中の刑事施設における褒賞及び懲罰の状況についても通知することとしました。</p> <p>また、平成 19 年 12 月以降、犯罪被害者等の希望に応じ、保護処分決定後における加害者の処遇状況等について、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知して</p>

施策名	施策の概要
	<p>います。具体的には、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、少年院における処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知しています。平成 26 年 4 月以降は、加害者の少年院在院中における賞、懲戒及び問題行動指導の状況についても通知することとしました。</p> <p>令和 4 年 4 月以降、収容中の特定保護観察処分少年について、新たに設けられた退院審理に関する事項及び再開後の保護観察中の処遇状況に関する事項についても通知することとしました。また、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、被害者等通知制度を利用する犯罪被害者等の心情等伝達制度を周知し、問合せに応じて同制度の説明を行っています。</p>
<p>医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用 【施策番号 7 3】</p>	<p>保護観察所においては、平成 30 年 7 月から、犯罪被害者等の希望に応じ、医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報を提供しています。具体的には、加害者の氏名、加害者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇又は処遇終了）及びその開始又は終了年月日、地域社会における処遇中の保護観察所による加害者との接触状況等を情報提供しています。</p>
<p>被害者等通知制度の周知 【施策番号 7 5】</p>	<p>検察庁においては、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布するなどして、同制度を周知しています。</p>
<p>加害者に関する情報提供の適正な運用 【施策番号 7 6】</p>	<p>警察においては、「再被害防止要綱」（平成 31 年 3 月 27 日付け警察庁刑事局長等通達別添）に基づき、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、再被害防止のため関連情報の収集、関連情報の教示・連絡体制の確立と再被害防止対象者の要望の把握、自主警戒指導、警察による警戒措置、加害者への警告等の再被害防止措置を実施しています。</p> <p>これらの再被害防止措置の実施に当たっては、関係機関が緊密に連携しており、法務省においては、犯罪被害者等が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、平成 13 年 10 月から出所情報通知制度を運用しています。具体的には、警察から再被害防止措置に必要となる受刑者の釈放等に関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定と予定年</p>

施策名	施策の概要
	<p>月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住先等)の通報要請があった場合において、通報を行うのが相当であると認められるときは、当該情報を通報しています。</p> <p>また、犯罪被害者等が希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定を通知しています。</p> <p>同制度については、会議等において周知するとともに、実務担当者から犯罪被害者等に案内しています。</p>
<p>警察における再被害防止措置の推進 【施策番号77】</p>	<p>警察においては、13歳未満の子どもを被害者として強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じています。</p>
<p>警察における保護対策の推進 【施策番号79】</p>	<p>警察においては、暴力団による犯罪の被害者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等に対する危害行為を防止し、その安全確保の徹底を図るため、総合力を発揮した保護対策を推進しています。</p> <p>具体的には、「保護対策実施要綱」(平成31年3月28日付け警察庁次長通達別添)に基づき指定した身辺警戒員に対する教育訓練を実施し、防犯カメラ等の必要な装備資機材を整備するとともに、保護対象者が警備業者の機械設備を利用する場合には、その費用の一部を補助することとしています。</p>
<p>保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実 【施策番号80】</p>	<p>検察庁においては、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等からの事情聴取の結果等を踏まえ、その安全の確保を考慮して裁判所に意見を提出するとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、適切な対応に努めています。また、会議や研修等の様々な機会を通じ、犯罪被害者等に対する安全配慮についての検察官等への周知に努めています。</p>
<p>再被害の防止に向けた関係機関との連携の強化 【施策番号81】</p>	<p>ア 警察においては、配偶者等からの暴力事案等に関し、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携した支援を行うなど、犯罪被害者等の視点に立った適切な対応を図っています。</p> <p>児童虐待事案については、街頭補導、少年相談等のあらゆる警察活動を通じ、被害の早期発見及び児童相談所への確実な通告に努めています。また、平成22年2月から匿名通報事業の対象に児童虐待事案を追加しているほか、児童相談所長又は都道府県知事による児童の安全確認、児童の一時保護及び立入調査を円滑に実施するための援助や要保護児童対策地域協議会等への参画等、</p>

施策名	施策の概要
<p>【施策番号 8 2】</p>	<p>児童相談所、学校等の関係機関との連携強化に努めています。</p> <p>イ 警察庁及び文部科学省においては、警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、いじめ等の問題行動による再被害の防止に努めています。</p> <p>また、警察においては、いじめ等の学校における問題行動等への対応等を行うため、退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置しており、令和 4 年 4 月現在、44 都道府県で約 860 人を配置しているほか、非行や犯罪被害者等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年に対する指導・助言を行っています。</p>
<p>犯罪被害者等に関する情報の保護</p> <p>【施策番号 8 3】</p>	<p>ア 検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他の被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度や、検察官が、証拠開示の際に、弁護士に対し、被害者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどの措置をとることができる制度等について円滑な運用を図っています。</p>
<p>【施策番号 8 4】</p>	<p>イ 検察庁においては、ストーカー事案に関し、事案に応じた適切な対応を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮した適切な対応に努めています。</p>
<p>【施策番号 8 6】</p>	<p>エ 総務省においては、平成 16 年に関係省令等を改正し、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の被害者（以下「DV 被害者等」という。）の住民票の写しの交付等を制限する支援措置を講じました。また、平成 18 年 6 月に成立した住民基本台帳法の一部を改正する法律により、犯罪被害者等の保護の観点も含めた住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的な見直しを行い、何人でも住民基本台帳の閲覧を請求できる従前の制度を廃止し、個人情報保護に配慮した制度として再構築しました。平成 20 年には、同様の観点から住民基本台帳法を再度改正し、住民票の写し等の交付制度の見直しを行いました。平成 24 年には、関係通知を改正し、支援措置の対象として、ストーカー行為及び配偶者等からの暴力等に加え、児童虐待その他これらに準ずる行為を追加しました。</p>
<p>児童虐待の防止及び早期発</p>	<p>ア 令和元年 6 月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るた</p>

施策名	施策の概要
<p>見・早期対応のための体制整備等</p> <p>【施策番号92】</p>	<p>めの児童福祉法の一部を改正する法律により児童虐待の防止等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市区町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないと規定され、児童相談所においては、配偶者暴力相談支援センターと連携をさらに強化し、児童心理司等によるこどもに対する精神的ケア等の支援を行っています。</p> <p>一方、児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、必要な体制強化やサービスの充実を図るため、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法及び母子保健法において、こどもや家庭に対し包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等、こどもや家庭を支える事業の創設を行うこととしています。</p>
<p>【施策番号94】</p>	<p>ウ 法テラスにおいては、全国の地方事務所において、児童虐待の被害児童又は被害を受けるおそれのある児童に対し、必要に応じて、弁護士による法律相談を実施しています（DV等被害者法律相談援助）。</p> <p>この取組を周知するため、各地の弁護士会、各地方公共団体の所管課、児童相談所等の関係機関に対し、業務説明を行うとともに、広報用のポスターやポケットカードを作成し、小中学校や関係機関等へ配布しています。</p>
<p>再被害の防止に資する適切な加害者処遇</p> <p>【施策番号102】</p>	<p>ア 法務省においては、性犯罪者、ストーカー事案等の加害者である保護観察対象者について、事案に応じ、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置がとられることを前提に、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、被害者等への接触の禁止等の事項を設定し、これを遵守するよう指導監督しています。</p> <p>また、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムの受講を特別遵守事項として設定し、これを遵守するよう指導監督しています。</p>
<p>【施策番号103】</p>	<p>イ 警察においては、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予者について、保護観察所と緊密かつ継続的に連携し、これらの者の特異動向等を双方で迅速に把握した上で、必</p>

施策名	施策の概要
	<p>要な措置を講じています。</p>
<p>第4章 支援等のための体制整備への取組</p>	
<p>1 相談及び情報の提供等</p>	
<p>地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進 【施策番号166】</p>	<p>警察においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的として条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例（以下「犯罪被害者等支援を目的とした条例等」という。）の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を行っています。</p>
<p>地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進 【施策番号167】</p>	<p>警視庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等施策の窓口部局（以下「施策主管課」という。）及び総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認しており、施策主管課については平成28年度以降、総合的対応窓口の担当部局については平成31年4月以降、全ての地方公共団体において確定しています。</p>
<p>コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等 【施策番号181】</p>	<p>警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークを始めとする民間被害者支援団体に対し、研修内容に関する助言や講師派遣等の協力を行っています。また、犯罪被害者等が必要とする支援に関する相談対応や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の養成を支援するため、民間支援員も参加可能な研修を実施するとともに、被害者支援連絡協議会等において、具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練を実施しています。</p>
<p>被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の促進 【施策番号183】</p>	<p>警察においては、生活支援、医療、公判等多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察、地方公共団体の担当部局及び相談機関、検察、法テラス、医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、弁護士会並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る被害者支援連絡協議会を、全ての都道府県に設置し、相互に連携を図っています。</p> <p>また、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、事案に応じたきめ細かな総合的支援を行うため、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を設置しています。</p> <p>さらに、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を充実・強化し、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を通じて、具体的な事案に応じた対応能</p>

施策名	施策の概要
<p>警察における相談体制の充実等</p> <p>【施策番号184】</p>	<p>力の向上を図っています。</p> <p>ア 警察においては、犯罪被害の未然防止に関する相談等に応じる各種相談窓口を設置しています。</p> <p>また、全国統一番号の警察相談専用電話（「#9110」番）を設置するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じ、性犯罪被害相談、少年相談、消費者被害相談等の個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めています。</p> <p>さらに、犯罪被害者等の住所や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の希望に応じ、被害者支援連絡協議会等に参画している関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めています。</p> <p>加えて、検察庁の委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業を実施し、被疑者の検挙、犯罪被害者等の早期保護等に役立てています。</p> <p>イ 警察においては、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するなどして、性犯罪被害相談において、相談者の希望する性別の職員が対応することができるよう努めています。また、執務時間外においても、当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、性犯罪被害相談の適切な運用を推進しています。</p>
<p>地域包括支援センターによる支援</p> <p>【施策番号210】</p>	<p>地域包括支援センターにおいては、民生委員、介護支援専門員等による支援だけでは、適切なサービス等につながる方法が見付けられないなどの困難な状況にある高齢者に対し、市区町村、医療機関等と連携し、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応等を行い、専門的な観点から、高齢者の権利を擁護するため必要な継続的支援を行っています。</p>
<p>医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実</p> <p>【施策番号215】</p>	<p>ア 厚生労働省においては、医療機関と犯罪被害者等支援に関する機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関等における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進することとしています。</p>
<p>【施策番号216】</p>	<p>イ 精神保健福祉センターや保健所においては、医療機関等と連携し、犯罪被害者等に対して精神保健に関する相談支援を行っています。</p> <p>また、同センターにおいては、専門的知識を有する職員等によ</p>

施策名	施策の概要
	<p>る面接相談や電話相談（こころの電話）の窓口を設置し、地域住民が相談しやすい体制を整備しています。さらに、必要に応じ、医師による診察、医療機関等への紹介、医学的指導等を行っています。</p>
<p>「被害者の手引」の内容の充実等 【施策番号218】</p>	<p>ア 都道府県警察においては、パンフレット「被害者の手引」を被害者連絡の対象者に配布するとともに、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度等について情報提供を行う場合に広く活用しています。</p> <p>また、警察庁においては、犯罪被害者等のための制度に関する情報を、警察庁ウェブサイト「警察の犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html)に掲載しています。</p>
<p>犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知 【施策番号220】</p>	<p>警察においては、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害救済基金(http://kyuenkikin.or.jp/)について情報提供を行っています。</p>
<p>性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上 【施策番号223】</p>	<p>都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上を図っています。全ての都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、平成29年8月には、性犯罪被害者がより相談しやすいよう、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用を開始しました。令和元年度には、全国共通番号の24時間対応化及び無料化を行うなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境に努めています。</p>
<p>犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実 【施策番号225】</p>	<p>警察庁においては、犯罪被害者等施策に関する関係法令、相談機関、総合的対応窓口等の情報や犯罪被害者白書の英語版（概要版のみ）を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html)に掲載するとともに、同ウェブサイトの掲載方法を工夫するなどして、その内容の充実を図っています。</p>
<p>3 民間の団体に対する支援</p>	
<p>民間の団体に対する支援の充実 【施策番号242】</p>	<p>ア 警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っているほか、同団体の活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っています。</p>

施策名	施策の概要
	<p>厚生労働省（こども関係施策につき令和5年度からはこども家庭庁）においては、児童虐待事案の防止及び配偶者等からの暴力事案の被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している広報啓発活動等に対する支援を行っています。</p>
<p>犯罪被害者等早期援助団体に対する指導 【施策番号249】</p>	<p>都道府県公安委員会においては、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると思われる団体を、犯罪被害者等早期援助団体として指定しており、令和5年4月現在、全国で計47団体が指定されています。警察においては、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等に適正かつ確実な支援を行うために必要な支援体制及び情報管理体制、職員に課される守秘義務等に関し、情報提供や必要な指導・助言を行っています。</p>
<p>第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組</p>	
<p>1 国民の理解の増進</p>	
<p>学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進 【施策番号250】</p>	<p>文部科学省においては、平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、それぞれ「特別の教科 道徳」が全面実施されたことを踏まえ、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自ら考えを深められるような指導の充実を図っています。</p> <p>また、警察庁が公開している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ウェブサイト（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322248.htm）において紹介しています。</p> <p>さらに、生命及び自然を尊重する精神等を養うことを念頭に、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中学校、高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動を支援しています。</p>
<p>学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進 【施策番号251】</p>	<p>文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定。平成23年4月1日一部変更）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業を実施しています。</p>
<p>犯罪被害者等による講演会の実施 【施策番号256】</p>	<p>警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を平成20年度から開催し、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めており、令和4年度は全国で計941回開催しました。</p> <p>また、同教室の効果の向上を図るとともに、犯罪被害者等への</p>

施策名	施策の概要
	<p>理解と共感を深めるため、平成 23 年度から作文コンクールを開催し、生命を大切にする意識や規範意識の醸成に努めています。</p>
<p>犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施 【施策番号 2 5 8】</p>	<p>警察庁においては、犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深め犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、犯罪被害者週間（毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで）に合わせた広報啓発事業を実施しています。</p> <p>また、地方公共団体に対し、当該期間に合わせた広報啓発活動の実施を要請しており、地方公共団体においても、講演会、パネル展示、街頭キャンペーン等の広報啓発活動が実施されています。</p>
<p>犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施 【施策番号 2 5 9】</p>	<p>警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、都道府県の臨床心理士会、社会福祉士会、教育委員会、法テラス等に啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛けるなどして、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っています。</p>
<p>国民に対する効果的な広報啓発活動の実施 【施策番号 2 6 0】</p>	<p>警察庁においては、犯罪被害者等支援について考える機会を国民に提供し、その理解の増進を図るため、犯罪被害者等支援に関する標語を募集しています。令和 4 年度は、4,465 件の応募の中から、埼玉県さいたま市立大大宮国際中等教育学校 2 年今井陽斗さんの作品「よりそう手 つないでできる 心の輪」を最優秀賞に選出しました。同標語については、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者等支援を国民に広く浸透させるためのツールとして活用しています。</p>
<p>犯罪被害者等支援のための情報提供 【施策番号 2 6 2】</p>	<p>内閣府は、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援に役立つ法令、制度及び関係機関に関する情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイト (https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html) を通じ提供しています。</p> <p>また、若年層に対する性暴力については、被害事例、相談窓口等に関する情報を、内閣府ウェブサイト (https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html) を通じて提供しています。さらに、AV 出演被害防止・救済法について、内閣府ウェブサイト (https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html) に本法の解説、契約の解除や公表の差止請求等の通知の様式等を掲載するとともに、政府広報等も活用し、本法の趣旨及び出演契約等の特則等について周知を図っています。</p>

4 犯罪被害給付制度の概要

【犯罪被害給付制度の概要】

犯罪被害者等給付金

◎ 対象となる犯罪被害者

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害をいいます。

◎ 犯罪被害者等給付金の性格

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給されます。

◎ 給付金の支給が受けられる犯罪被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。外国籍の人であつても当該被害の原因となつた犯罪行為が行われた時ににおいて、日本国内に住所を有している人については支給の対象となります。

◎ 給付金の算定方法

給付金の額は、犯罪被害者の年齢や労務による収入の額などに基づいて算定されます。

◎ 給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする人は、都道府県公安委員会に申請を行つてください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行つていきます。

◎ 給付金の減額、調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族面で行われた犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されます。

◎ 「仮給付金」の支給

犯人が不明であるなど、速やかに裁定を行うことができない事情があるときは、仮給付金が支給されます。

● 給付金の種類と額

給付金には、死亡した犯罪被害者の遺族に対して支給される「遺族給付金」と、犯罪行為により重大な負傷又は疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残つた方に対して支給される「障害給付金」の3種類があり、いずれも一時金として支給されます。遺族給付金と障害給付金の額は、犯罪被害者の年齢や労務による収入額などに基づいて算定されます。

重傷病給付金は、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が支給されますが、療養の期間が1か月以上で、かつ、入院期間が3日以上であること(犯罪被害に起因するPTSDなどの精神疾患の場合には、その症状の程度が、療養の期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に就することができない程度の場合には、入院期間がなくても対象となります。)が必要で、給付金の支給対象期間は3年を限度としています。

遺族給付金

◎ 支給額
犯罪被害者の収入と、その生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額

- 一定の生計維持関係遺族がいる場合
2,964.5万円～872.1万円
(生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて上記額に加算)
- 上記以外の場合
1,210万円～920万円

※ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算

※ 第一順位(遺族が二人以上いるときは、その人数を除いた額)

重傷病給付金

◎ 支給額
負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額
上限：120万円

障害給付金

◎ 支給額
犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額

- 重度の障害 (障害等級第1級～第3級) が残った場合
3,974.4万円～1,056万円
- 上記以外の場合
1,269.6万円～18万円

◎ 支給を受けられる人
亡くなられた犯罪被害者の第一順位(遺族)の遺族

◎ 支給を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
 - ①子 ②父母 ③兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の
 - ①子 ②父母 ③兄弟姉妹
 - ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

※ 〇内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。
※ 例としてなくなった犯罪被害者に配偶者及び子がいない場合は、③父母が第一順位となります。

◎ 支給を受けられる人
犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病、PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に就することができない程度であることを要する。)を負つた犯罪被害者本人。

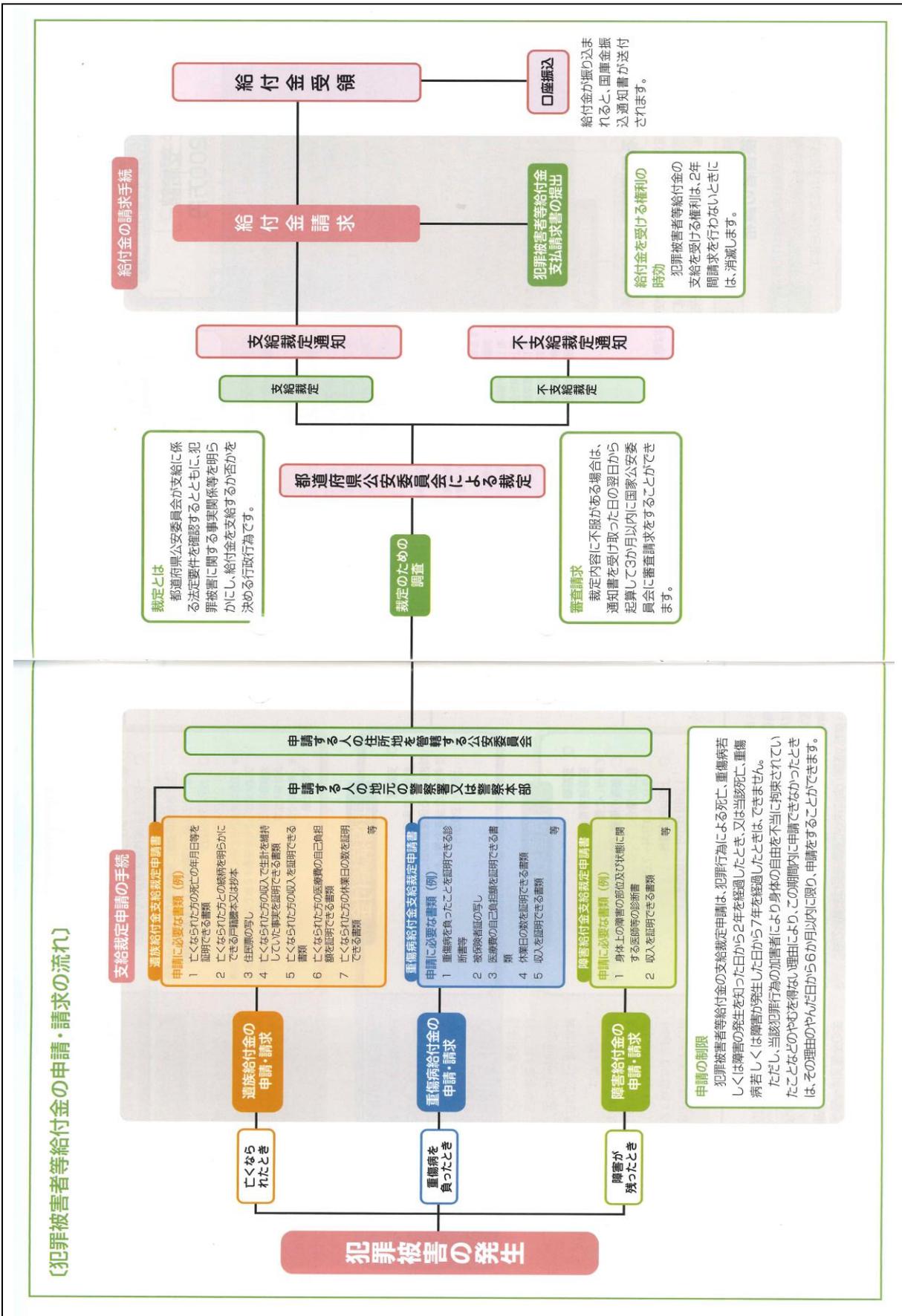
◎ 支給を受けられる人
障害が残つた犯罪被害者本人

◎ 「障害」とは
負傷又は疾病が治つたとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害(精神疾患によるものを含む。)で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいい、具体的には国家公安委員会規則で定められています。

犯罪被害の原因が犯罪被害者にもあるような場合
労災保険などの公的給付や損害賠償を受けた場合
等については、都道府県公安委員会の裁定により、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

また、遺族給付金についても、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について犯罪被害者が死亡前に診療を受けた場合には、その負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が加算されて支給されます。
なお、犯罪行為によって被害を受けた場合でも親族の間で行われた犯罪(親族関係が破綻していたと認められる場合等を除く)

5 犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ



6 公益財団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧

令和5年4月現在

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
鹿児島	公	かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	火～土	○☆	弁護士による法律相談（原則初回無料、第2・4木曜日）、臨床心理士によるカウンセリング（原則初回無料、第1・3土曜日）

注1：「法人」欄について、「公」は公益社団法人を示す。

注1：「備考」欄について、「○」は犯罪被害者等早期援助団体として指定されていることを、「☆」は公益社団法人として認定されており当該法人に対する寄付金について税制上の優遇措置が適用されていることを、それぞれ示す。

7 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップサービス支援センター一覧

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号：#8891（はやくワンストップ）

令和5年4月10日現在

都道府県	名称	相談受付日時	性暴力被害者のための夜間休日コールセンターによる相談受付日時	相談電話番号・メールアドレス	相談			
					電話	面接	メール	SMS
鹿児島	性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」	月～土 9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く。）	月～土 17:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	099-239-8787 メール：HP内の相談フォームから送信	○	○	○	-

8 政府・地方公共団体が関与する犯罪被害者等に関する相談先一覧

令和5年4月現在

所管府省庁	運営主体	名称	相談電話番号・メールアドレス等	相談受付日時	主な相談受付内容	特記事項
警察庁	都道府県警察	性犯罪被害相談電話全国共通番号	#8103 （ハートさん）	24時間	性犯罪・性暴力被害	通話料無料
	都道府県警察	警察相談専用電話	#9110	平日 8:30～17:15（各都道府県警察で異なる） ※土日・祝日及び時間外は、24時間受付体制の一部の都道府県警察を除き、当直又は音声案内による対応	緊急の対応を必要としない警察への相談全般	
	地方公共団体	総合的対応窓口	地元の都道府県庁・市役所・区役所・役場	都道府県庁・市役所・区役所・役場の開所時間に準ずる	犯罪被害により生じた生活上の困りごと全般	
内閣府	地方公共団体	DV相談ナビ	#8008 （はれれば）	各機関の相談受付時間による	DV被害	一般の固定電話にかけたときと同じ通話料
	内閣府	DV相談プラス	電話相談 02120-279-889	電話・メール相談 24時間	DV被害	通話料無料 SNS相談は、

所管府 省庁	運営 主体	名称	相談電話番号・ メールアドレス等	相談受付 日時	主な相談 受付内容	特記事項
			(つなぐ・はやく) メール相談 https://form.soudan plus.jp/mail SNS 相談 https://form.soudan plus.jp/ja	SNS 相談 12:00～22:00		英語や中国語 等 10 言語の 外国語にも対 応
	地方公共 団体	性犯罪・性 暴力被害者 のためのワ ンストップ 支援センタ ー・全国共 通番号	#8891 (はやくワンストップ)	各機関の相談 受付時間によ る	性犯罪・性暴力被 害	通話料無料
こども家庭 庁	こども家 庭庁	児童相談所 虐待対応ダ イヤル	189 (いちはやく)	24 時間	子育ての悩み、児 童虐待の相談等	通話料無料
法務省	日本司法 支援セン ター（法 テラス）	犯罪被害者 支援ダイヤ ル	0120-079714 (なくことないよ)	平日 9:00～ 21:00 土曜 9:00～ 17:00 (祝日、年末年 始を除く)	犯罪被害者支援団 体等に関する情報 提供、犯罪被害者 支援の経験や理解 のある弁護士の紹 介、DV・ストーカ ー・児童虐待被害 に関する法律相談 等	通話料無料
	日本司法 支援セン ター（法 テラス）	犯罪被害者 支援窓口	全国の法テラス事務所	平日 9:00～ 17:00	犯罪被害者支援団 体等に関する情報 提供、犯罪被害者 支援の経験や理解 のある弁護士への 相談等	
	地方更生 保護委員 会	地方更生保 護委員会被 害者専用電 話番号	地方更生保護委員会被害 者専用電話番号	各地方更生保 護委員会の開 所時間に準ず る	意見等聴取制度や 仮釈放・仮退院・収 容中の特定保護観 察処分少年の退院 に関する相談	専用電話番号 掲載ウェブサイ ト https://www. moj.go.jp/ hogol/soumu/ hogo_victim 03.html
	保護観察 所	保護観察所 被害者専用 電話番号	保護観察所被害者専用電 話番号	各保護観察所 の開所時間に 準ずる	犯罪被害により生 じた悩みや不安等 の相談、更生保護 における犯罪被害 者等施策に関する 相談	専用電話番号 掲載ウェブサイ ト https://www. moj.go.jp/ hogol/soumu/ hogo_victim 03.html
	人権擁護 局	常設人権相 談所	法務局	平日 8:30～ 17:15	人権に関する相談 全般	
	人権擁護 局	みんなの人 権 110 番	0570-003-110	平日 8:30～ 17:15	人権に関する相談 全般	
	人権擁護 局	こどもの人 権 110 番	0120-007-110	平日 8:30～ 17:15	いじめや虐待等の こどもの人権に関 する相談	通話料無料

所管府 省庁	運営 主体	名称	相談電話番号・ メールアドレス等	相談受付 日時	主な相談 受付内容	特記事項
	人権擁護 局	女性の人権 ホットライ ン	0570-070-810	平日 8:30 ~ 17:15	ハラスメントやD V等の女性の人権 に関する相談	
文部科学省	文部科学 省、都道 府県・政 令指定都 市教育委 員会	24時間子供 SOSダイ ヤル	0120-0-78310 (なやみいおう)	24時間	いじめを含めたこ どもたちの様々な 悩み全般	通話料無料
厚生労働省	市区町村	地域包括支 援センター	センターごとに異なる (市区町村の介護保険担 当課等に要確認)	各センターの 開所時間によ る	地域の高齢者等の 心身の健康の保持 と生活の安定のため、 介護等に関する 総合相談や、虐待 防止等の権利擁 護等の支援を実施	市区町村ごと に設置
	地方公共 団体	医療安全支 援センター	「全国の医療安全支援セ ンター」 https://www.anzen- shien.jp/center/	左記URL参 照	個人情報の取扱い を含めた医療に関 する苦情・相談	
	都道府県	婦人相談所	厚生労働省ウェブサイト 掲載の婦人相談所一覧 (https://www.mhlw.go. jp/content/000832936. pdf)参照	実態に応じて 各婦人相談所 が設定	困難を抱える女性 の問題全般	
	都道府 県・政令 指定都市	精神保健福 祉センター	地域の精神保健福祉セン ター	地域によって 異なる	心のケア等の精神 保健	
国土交通省	国土交通 省	運輸支局・ 自動車検査 登録事務所	運輸支局・自動車検査登 録事務所の登録窓口電話 番号等は、国土交通省「自 動車検査・登録ガイド 各運輸支局等のご案内」 ウェブサイト (https:// www.mlit.go.jp/jidosha/ jidosha_fr1_000034.ht ml) に掲載 ※自動音声案内の際に 「036」と押すことで、職 員につながります。	平日 8:45~11:45 13:00~16:00 (土・日・祝日・ 12月29日から 1月3日までを 除く)	犯罪被害者等が所 有者等となっている 登録自動車に係 る登録事項等証明 書の出力制限	運輸支局・自 動車検査登録 事務所の管轄 区域にかかわ らず、最寄 りの運輸支局・ 自動車検査登 録事務所で受 付可能
	国土交通 省	公共交通事 故被害者支 援窓口	03-5253-8969 hqt-k-shien@gxb.mlit. go.jp	電話相談 平日 9:30 ~ 18:15	鉄道、バス等の公 共交通を利用中に 事故に遭われた方 やその家族等に対 し、事故が発生し た際の情報提供 や、事故発生後か ら再び平穏な生活 を営むことができ ようになるまで の中長期にわたる 支援を実施	

9 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

平成十六年法律第百六十一号

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがたか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。